

光インターネット回線の開通工事に係る 初期費用への補助金のご案内

令和2年10月1日から
申請受付中!

※令和3年4月1日以降に申請した場合も、上限30,000円になりました!!
新しい生活様式の基盤の一つとなる光インターネット環境を整備しませんか。

補助対象者

町内の住宅や事業所等で光回線工事を行った方

令和2年4月1日以降に住宅、事業所等に光回線の引き込みに係る工事を行った個人や法人等

補助金の額

工事1件あたり、**最大3万円**

光回線の引込工事1件（光回線1回線）あたり最大3万円補助します。（工事費総額が補助金上限額に満たない場合は、費用総額が補助額となります。）

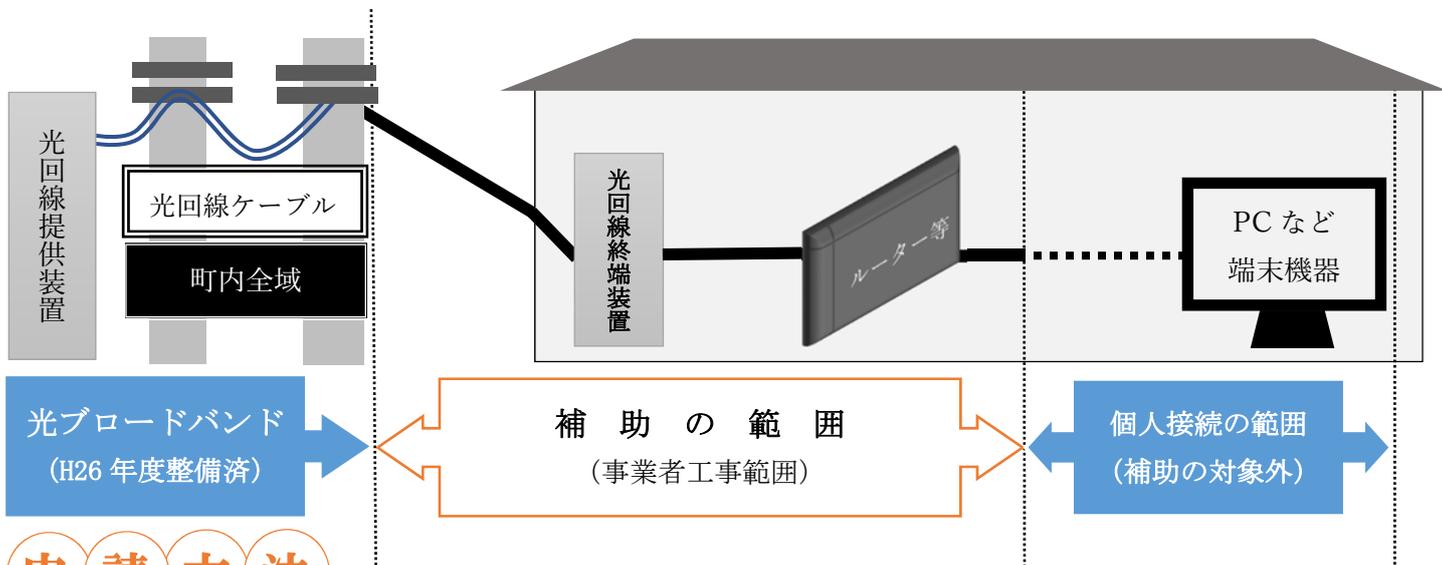
補助対象経費

- ✓ 光ケーブル敷設工事費用及びその契約諸費用
- ✓ 工事に付随したWi-Fiルーター等のインターネット接続に必要な機器購入費用

令和2年4月1日以降の光回線の引込工事に要した費用及びその工事に付随した光インターネットの接続に必要な機器購入費用が補助対象経費です。

（補助対象外の経費）下記費用は補助対象外です。

- ✗ 通信費、回線料等の利用に係る費用
- ✗ パソコン等、インターネット環境整備に直接付随しない機器費用
- ✗ 光電話等のオプションサービスの導入経費



申請方法

1 事業者の決定
(契約)

2 回線の工事

3 補助金申請

提出書類等

- 申請書
- 契約書等の光回線工事を申込したことがわかる書類の写し
- 請求書、領収書等の工事に要した経費がわかる書類の写し
- 振込先口座の確認書類（銀行名、支店名・口座種別・口座番号・名義人の確認ができるもの）

申請には請求書、領収書等の工事内容（費用・範囲）が確認できる書類が必要です。必ず契約前に事業者にご相談ください。

【申請（郵送）先・お問い合わせ】 ※申請は郵送または下記窓口で行ってください

勝央町役場 総務部 〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田 201 ☎38-31111（平日 8:30-17:15）

光ブロードバンド基盤整備費補助事業補助金 Q & A（よくあるご質問）

Q 1. 補助対象となる光インターネット環境が未整備とはどういった状態のことをいいますか？

光回線以外のインターネット（ADSL、スマートフォン等の環境）を利用している又はインターネット環境自体がない状態を指します。

Q 2. スマートフォンの通信容量アップは補助対象となるの？

スマートフォンの新規購入を含め、対象となりません。

Q 3. 誰が契約した光回線工事を対象とするの？

工事対象施設等	契約者（補助対象者）
町内に所在する自宅等	世帯主又は同一世帯の世帯員（世帯主・世帯員の住民票登録地不問）
町内に所在する事業所	当該事業所の事業主（事業主の住民票登録地不問）
各地区又は常会等で管理する町内にある施設	当該施設の管理者（区長、常会長等）

Q 4. いつ工事したのから補助対象となるの？

令和2年4月1日以降に工事を完了したものが対象となります。

Q 5. 工事で補助対象となる範囲はどこまでなの？

光回線の引き込み工事に要した経費及び光インターネット利用環境整備に付随する経費が対象となります。

【補助対象例】

- ① 宅内への光回線の引込工事（アパート等の集合住宅の場合、共有スペースまでの引込工事も対象）
- ② 光回線の終端装置（ONU）、Wi-Fi ルーター等のインターネット接続のために使用される機器購入費用
- ③ ①②の工事契約に要する諸経費

Q 6. 通信費は補助対象となるの？

通信費（利用料、回線料等）は、補助対象となりません。

補助対象経費は、整備時に必要となる工事費、ルーター等のインターネット接続に使用する機器、契約料等の諸経費などの初期費用のみが補助対象であるため、パソコン等、インターネット接続に直接付随しない機器費用等は補助対象外です。

Q 7. 補助金申請には何が必要なの？（本チラシ表面にも提出書類について記載しています。）

申請書（「勝央町光ブロードバンド基盤整備費補助金交付申請書」）とともに、光回線の引き込み工事に係る契約書（申込書）等の写し、請求書、領収書等の写しなど、インターネット環境を整備したことを証明する書類及び補助金の振込先口座の確認書類が必要です。

- ※ 工事完了後に必要書類とともに申請してください。
- ※ 工事費用の支払い前（口座引き落とし前）でも申請可能ですが、請求書等の工事に要した額が確認できるものの写しが必要です。（支払い後の場合は、領収書の写し可）
- ※ 工事の申込時に請求書、領収書等の工事経費を証明できる書類の発行について、事業者にご相談することをお勧めいたします。

Q 8. 申請回数に制限はあるの？

原則ありません。

- ※ 引き込む回線毎に利用料、回線料等が必要となりますのでご注意ください。

Q 9. 令和2年4月1日以降に光回線の引込工事（利用開始）をしたが、申請に必要な請求書・領収書等の工事費用を確認する書類を廃棄してしまった。申請できないの？

光回線の引込工事（利用開始日）、工事費用を確認できる書類の写しが申請時に必要となります。お手数ですが、工事をされたサービス提供事業者へ書類の再発行等についてご相談ください。

Q 10. 光回線の引込工事をお願いできる事業者はどこなの？連絡先を教えてくださいませんか？

引込工事が可能な事業者は多数あります。お手数ですが下記 URL から引込工事取扱事業者をご確認ください。

■NTT 西日本（フレッツ光）

URL : <https://flets-w.com/>

TEL : 0120-116116



■光コラボレーション事業者一覧

URL : <https://flets-w.com/collabo/list/index.php>

TEL : 上記 URL からご確認ください。

